

既存住宅耐震改修事業について

町では安全で安心して生活できる住まいの実現のため、既存住宅耐震改修補助事業を次のとおり実施します。

住宅の耐震改修工事、または外壁改修工事等を予定している方は、ぜひこの制度を活用ください。平成28年度は、事業2件を予定しています。

《 補助の対象となる住宅 》

- ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅（店舗等の部分が2分の1未満）および共同住宅
- ②耐震診断の結果、現行の耐震診断規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅
- ③耐震改修工事を行おうとする方が自ら居住している住宅
- ④共同住宅にあっては管理組合の議決を経ていること
- ⑤戸建て住宅は、隣地境界線から7m以内に建設された住宅
- ⑥共同住宅は隣地境界線または道路境界線から建物高さ以内の住宅
- ⑦建築基準法その他関係法令に明らかに違反がないこと

《 補助の対象となる工事 》

耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定または地震に対する安全上これに準ずるものとして国が定める基準に適合していることが必要です。

木造住宅の場合は、北海道が行っている無料耐震診断を活用することができます。



《 補助の内容 》

- ①改修費の補助対象経費が20万円以上、200万円以内の場合は20万円
- ②改修費の補助対象経費が200万円を超える場合は、その10%以内とし30万円が上限
- ③改修費の補助対象経費が20万円未満の場合は、その費用

※補助対象経費には耐震改修工事に係る附帯工事も含みます。

《 併せて利用できる補助制度 》

上記の耐震改修工事と併せて実施する住宅リフォーム等の費用に対して、最大で30万円(補助率：リフォーム費用の1/5)を助成する「住宅リフォーム等推進補助金」制度があります。耐震改修工事を予定している方は、ぜひこの制度をご活用ください。

※住宅リフォームだけの改修工事では該当なりません。

制度の詳細や、北海道で行っている無料耐震診断等について詳しく知りたい方は、お気軽に下記までお問い合わせ下さい。

役場建設課建築住宅グループ
TEL 27-2325（直通）

北海道無料耐震診断について

事前申込みが必要（電話可）で、受付時に住宅状況を示す関係図面が必要です。また、聞き取り調査を併せて行います。（現地調査は行いません）

持参した関係図面を一旦預かり、受付後2週間を目途に診断結果の通知と図面を郵送で返却します。

なお、受付日は毎月第1月曜日となっています。

申込み・問い合わせ先

室蘭市海岸町1丁目4番地1号
胆振総合振興局室蘭建設管理部
建設行政室建設指導課建築住宅係
TEL 0143-24-9594（直通）